

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 数井
日 時	令和5年2月13日(月曜日)	開 議	午後 4 時 20 分
		閉 議	午後 4 時 32 分
出席委員	◎松山、○三上、竹内、小林、浅田、原野、福井、山本		
出席理事者			
出席事務局	数井次長		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

16:20

[事務局説明]

年長委員を臨時委員長として委員会を開議し、委員長の選出を行っていただく。
年長委員の小林委員、委員長席へ。

[小林臨時委員長 委員長席へ移動]

<小林臨時委員長>

ただ今から開議する。委員長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただく。
よろしく願います。

1 正副委員長の互選について

<小林臨時委員長>

これより委員長の互選を行う。選挙の方法については、会議規則第126条の規定により、投票又は指名推選による。どちらの方法で行うか。御意見を。

<福井委員>

指名推選で。

<小林臨時委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<小林臨時委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<小林臨時委員長>

異議なしと認め、松山委員を委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<小林臨時委員長>

異議なしと認め、よって松山委員が委員長に当選された。

[松山委員長 委員長席交替・あいさつ]

<松山委員長>

次に、副委員長の互選を行う。選挙の方法について、投票又は指名推選のどちらの方法で行うか。御意見を。

<浅田委員>

指名推選で。

<松山委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<松山委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<松山委員長>

異議なしと認め、三上委員を副委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<松山委員長>

異議なしと認め、よって三上委員が副委員長に当選された。

[三上副委員長 副委員長席へ移動・あいさつ]

2 審議会委員等の選出について

(1) 京都中部広域消防組合議会議員 4名

(2) 亀岡市防災会議委員 1名

(3) 亀岡市人権啓発推進協議会幹事 1名

[事務局説明]

(1) 京都中部広域消防組合議会議員の選出について、定数は5名で、1名は議長のため、総務文教常任委員会からの選出は4名である。取扱いについて協議・決定願いたい。

(2) 亀岡市防災会議委員の選出については、先日の幹事会において、申合せのとおり委員長のあて職として確認されているので、それを踏まえて決定願いたい。

(3) 亀岡市人権啓発推進協議会幹事の選出については、先日の幹事会において、申し合わせのとおり委員長のあて職として確認されているので、それを踏まえて決定願いたい。

<松山委員長>

まず、(1) 京都中部広域消防組合議会議員について、意見は。

<福井委員>

希望を募ってはどうか。

<松山委員長>

そのようにする。希望者は挙手願う。

[三上副委員長、浅田委員、原野委員、福井委員 挙手]

<松山委員長>

ちょうど4人の希望があったので、この4人を選出してよいか。

(全員了)

<松山委員長>

それでは、そのように決定する。次に、(2) 亀岡市防災会議委員については、申合せのとおり、委員長を選出することで、異議はないか。

(異議なし)

<松山委員長>

それでは、そのように決定する。次に、(2) 亀岡市人権啓発推進協議会幹事については、申合せのとおり、委員長を選出することで、異議はないか。

(異議なし)

<松山委員長>

それでは、そのように決定する。

・ **京都中部広域消防組合議会議員**

三上泉、浅田晴彦、原野実生子、福井英昭

・ **亀岡市防災会議委員**

松山雅行

・ **亀岡市人権啓発推進協議会幹事**

松山雅行

3 その他

[事務局説明 (京都中部広域消防組合議会などの日程等)]

<松山委員長>

今後、委員会運営について御協力のほどよろしく願います。これにて散会とする。

散会 ～16:32